

随意契約理由書

1 案件名称

学校環境衛生検査（飲料水）用培地買入

2 契約の相手方

大阪市学校薬剤師会

3 随意契約理由

（１）機種選定理由

検査に使用する培地は、検査機関（下記の（２）に後述）において薬剤の混合等を行って作成しているものであり、他社からの買入は不可能であるため。

（２）業者選定理由

学校における水道の区分は簡易専用水道であり、水道法第34条の2第2項において、簡易専用水道における飲料水水質検査は厚生労働省の認可を受けた検査機関で行うこととされていること、学校保健安全法施行規則第1条及び第24条第2項、第3項において、学校薬剤師は各学校の飲料水水質検査に従事するとされていることから、上記の条件を兼ね備えている業者は大阪市学校薬剤師会のみである。

なお、通常であれば業務委託として契約を行う案件であるが、学校薬剤師としての業務内容に水質検査が含まれていることから委託料が発生せず、検査に使用する培地の費用のみが発生する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ（電話番号 06-6208-9141）